

北九州市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第15号

北九州市介護保険条例の一部を改正する条例

北九州市介護保険条例（平成12年北九州市条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第23条」を「第22条の2・第23条」に改める。

第9条の2第1項中「第115条の44第1項各号」を「第115条の45第1項各号」に改め、同条第2項中「第115条の44第2項各号」を「第115条の45第3項各号」に改める。

第10条第1項各号列記以外の部分中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、同項第1号中「26,700円」を「31,620円」に改め、同項第2号中「32,040円」を「37,940円」に改め、同項第3号中「40,050円」を「47,430円」に改め、同項第4号中「53,400円」を「63,240円」に改め、同項第5号ア及びイ以外の部分中「61,410円」を「72,720円」に改め、同号イ中「又は第8号イ」を「、第8号イ又は第9号イ」に改め、同項第6号ア及びイ以外の部分中「66,750円」を「79,050円」に改め、同号ア中「200万円」を「190万円」に改め、同号イ中「又は第8号イ」を「、第8号イ又は第9号イ」に改め、同項第7号ア及びイ以外の部分中「80,100円」を「94,860円」に改め、同号ア中「200万円」を「190万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第9号イ」に改め、同項第8号ア及びイ以外の部分中「93,450円」を「110,670円」に改め、同号イ中「除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同項第9号を次のように改める。

(9) 次のいずれかに該当する者 126,480円

ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第10条第1項に次の1号を加える。

(10) 前各号のいずれにも該当しない者 132,800円

第12条第3項中「若しくは第8号イ」を「、第8号イ若しくは第9号イ」

に、「から第8号」を「から第9号」に改める。

第7章中第23条の前に次の1条を加える。

(手数料)

第22条の2 市は、別表の左欄に掲げる事務につき、同表の中欄に定める手数料を徴収する。

2 市長は、公益上必要があると認めるときその他特別の理由があるとき認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

3 既納の手数料は返還しない。ただし、市長が特別の理由があるとき認めるときは、この限りでない。

付則に次の1項を加える。

(手数料の特例)

1 1 市は、平成24年4月1日から平成30年3月31日までの間、別表に定める手数料のほか、次の表の左欄に掲げる事務につき、同表の右欄に定める手数料を徴収する。

事務の種類	手数料の金額
介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第107条の2第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請に対する審査	1件につき25,000円
旧介護保険法第108条第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の変更の申請に対する審査	1件につき25,000円

付則の次に次の別表を加える。

別表（第22条の2関係）

事務の種類	手数料の金額	備考
(1) 法第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請に	1件につき30,000円	

	対する審査		
(2)	法第70条の2第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき20,000円	
(3)	法第70条の3第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の変更の申請に対する審査	1件につき20,000円	
(4)	法第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者（事業所の所在地が市内の場合に限る。）の指定の申請に対する審査	1件につき30,000円	
(5)	法第78条の12において準用する法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者（事業所の所在地が市内の場合に限る。）の指定の更新の申請に対する審査	1件につき20,000円	
(6)	法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	1件につき30,000円	
(7)	法第79条の2第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき20,000円	
(8)	法第86条第1項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の申請に対	1件につき40,000円	

	する審査		
(9)	法第86条の2第1項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の更新の申請に対する審査	1件につき25,000円	
(10)	法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の申請に対する審査	1件につき63,000円	
(11)	法第94条第2項の規定に基づく介護老人保健施設の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）の申請に対する審査	1件につき33,000円	
(12)	法第94条の2第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の更新の申請に対する審査	1件につき33,000円	
(13)	法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査	1件につき30,000円	同種のサービスに係る法第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請を同時に行う場合は、徴収しない。
(14)	法第115条の11において準用する法第70条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき20,000円	同種のサービスに係る法第70条の2第1項の規定に基づく指定居宅サービス事

			業者の指定の更新の申請を同時に行う場合は、徴収しない。
(15)	法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者（事業所の所在地が市内の場合に限る。）の指定の申請に対する審査	1件につき30,000円	同種のサービスに係る法第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の申請を同時に行う場合は、徴収しない。
(16)	法第115条の21において準用する法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者（事業所の所在地が市内の場合に限る。）の指定の更新の申請に対する審査	1件につき20,000円	同種のサービスに係る法第78条の12において準用する法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請を同時に行う場合は、徴収しない。

注 手数料は、規定する事務についての申請があった際に徴収する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率については、なお従前の例による。
- 3 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）附則第16条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの各年度の保険料率は、改正後の第10条第1項の規定にかかわらず、44,260円とする。
- 4 令附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの各年度の保険料率は、改正後の第10条第1項の規定にかかわらず、56,910円とする。

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第16号

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

北九州市国民健康保険条例（昭和42年北九州市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第13条中「50万円」を「51万円」に改める。

第14条の9中「13万円」を「14万円」に改める。

第14条の14中「10万円」を「12万円」に改める。

第20条第1項中「応じて地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89第1項に規定する」を「24万5千円を乗じて得た」に改め、同条第2項中「地方税法施行令第56条の89第4項に規定する金額」を「35万円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第20条第1項及び第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第13条、第14条の9及び第14条の14の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

北九州市環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第17号

北九州市環境影響評価条例の一部を改正する条例

北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第34条第1項中「（法第20条第2項において準用する場合を含む。）の規定により意見を求められた」を「若しくは第4項又は法第20条第2項若しくは第4項の意見を述べる」に、「審査会」を「あらかじめ審査会」に、「意見を述べる」を「行う」に改める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく地域準則を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第18号

工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく地域準則を定める条例の一部を改正する条例

工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく地域準則を定める条例（平成11年北九州市条例第33号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく市準則を定める条例

本則中「第4条の2第1項」を「第4条の2第2項」に、「地域準則」を「準則」に改める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第19号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「（国民宿舎にあっては、同表の中欄に定める額又は同表の右欄の規定により算出して得た額に100分の105を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。））」を削る。

別表第1の国民宿舎の項を削る。

別表第3の国民宿舎の項を削る。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第20号

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「（図書館協議会等）」に改め、同条中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 図書館協議会、美術館協議会及び博物館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから任命するものとする。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第21号

北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例

北九州市議会委員会条例（昭和51年北九州市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条総務財政委員会の項中「会計室の所管に属する事項」を「会計室の所管に属する事項」に改め、同条教育水道委員会の項中「水道局」を「上下水道局」に改める。

「会計室の所
危機管理室

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の北九州市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）第2条の規定に基づき設置された総務財政委員会又は教育水道委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、この条例の施行の日において、それぞれこの条例による改正後の北九州市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）第2条の規定に基づき設置された総務財政委員会又は教育水道委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正後の条例第3条第1項の規定にかかわらず、改正前の条例第2条の規定に基づき設置された総務財政委員会又は教育水道委員会の委員の任期満了の日までとする。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第2条の規定に基づき設置された総務財政委員会又は教育水道委員会に付託されている事件は、それぞれ改正後の条例第2条の規定に基づき設置された総務財政委員会又は教育水道委員会に付託されたものとみなす。

北九州市立市民会館運営審議会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成24年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第16号

北九州市立市民会館運営審議会規則を廃止する規則

北九州市立市民会館運営審議会規則（平成15年北九州市規則第86号）は、廃止する。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市入札等監視委員会規則をここに公布する。

平成24年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第17号

北九州市入札等監視委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和38年北九州市条例第97号)第3条の規定に基づき、北九州市入札等監視委員会(以下「委員会」という。)の所掌事務、組織、委員及び運営について必要な事項を定めものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 市が発注する公共工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下「工事」という。)に関し、入札及び契約の事務の執行状況について審議し、必要と認める場合に意見の具申又は勧告を行うこと。

(2) 工事のうち委員会が抽出したものに関し、契約の方法の決定の理由、一般競争入札に係る参加資格の設定の理由、指名競争入札に係る参加者の指名の理由その他契約の内容について審議し、必要と認める場合に意見の具申又は勧告を行うこと。

(3) 工事に係る入札又は契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約を除く。)に対する再苦情(工事に係る入札又は契約に対する苦情への回答に不服がある者が再度申し立てる苦情をいう。)の申立てについて調査審議すること。

(4) 前号に規定する特定調達契約に係る苦情の申立てについて調査審議すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、緊急その他やむを得ない事情により委員会の会議を招集できないときは、書類の回議をもって会議に代えることができる。

3 委員会の議事の概要は、これを公表する。

4 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

5 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

6 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(定例会議)

第7条 第2条第1号及び第2号に規定する事務に係る会議は、定期的開催するものとする。

2 委員会は、前項に規定する会議で審議する工事の抽出について、あらかじめ指定した委員に委任することができる。この場合において、当該委員は、抽出の理由を会議で説明しなければならない。

3 委員会は、第2条第2号に規定する意見の具申又は勧告を行ったときは、その内容を公表するものとする。

(再苦情処理会議)

第8条 委員長は、第2条第3号に規定する再苦情の申立てが別に定める要件を欠くときは、会議を招集しないものとする。

2 委員会は、前項に規定する申立てに係る審議を終えたときは、報告書を作成し、市長に提出するとともに、審議の結果を公表するものとする。

(特定調達苦情処理会議)

第9条 委員長は、第2条第4号に規定する苦情の申立てが別に定める要件を欠くときは、会議を招集しないものとする。

2 委員会は、前項に規定する申立てに係る審議を終えたときは、報告書を作成し、市長に提出するとともに、審議の結果を公表するものとする。

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、契約室において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市行財政改革調査会規則をここに公布する。

平成24年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第18号

北九州市行財政改革調査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、付属機関の設置に関する条例（昭和38年北九州市条例第97号）第3条の規定に基づき、北九州市行財政改革調査会（以下「調査会」という。）の所掌事務、組織、委員及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 調査会は、市長の諮問に応じ、北九州市の行財政改革の推進に係る基本的事項を調査審議する。

(組織)

第3条 調査会は、委員7人以内で組織する。

2 調査会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 調査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第4条 委員及び臨時委員は、行財政改革に関して優れた識見を有する者のうちから市長が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して優れた識見を有する者のうちから市長が任命する。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第6条 調査会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、調査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(部会)

第7条 調査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 調査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって調査会の議決とすることができる。

(議事)

第8条 調査会の会議は、会長が招集する。

2 調査会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 調査会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の議事に準用する。

(関係者の出席等)

第9条 調査会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 調査会の庶務は、総務企画局において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市社会福祉法人等審査会規則をここに公布する。

平成24年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第19号

北九州市社会福祉法人等審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和38年北九州市条例第97号）第3条の規定に基づき、北九州市社会福祉法人等審査会（以下「審査会」という。）の所掌事務、組織、委員及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、市長の諮問に応じ、社会福祉法人の設立の認可及び社会福祉施設等の整備に対する補助等の対象の選定について審査する。

(組織)

第3条 審査会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意

見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市予防接種健康被害調査委員会規則をここに公布する。

平成24年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第20号

北九州市予防接種健康被害調査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、付属機関の設置に関する条例(昭和38年北九州市条例第97号)第3条の規定に基づき、北九州市予防接種健康被害調査委員会(以下「委員会」という。)の所掌事務、組織、委員及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、予防接種法(昭和23年法律第68号)第11条第1項の給付の請求に係る事実その他予防接種による健康被害に係る事項について医学的な見地から調査審議する。

(組織等)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 社団法人北九州市医師会の会員

(3) 市の保健所長

(4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員は、その者の任命に係る事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員4人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の全員の合意をもって決する。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意

見又は説明を聴くことができる。

(会議の非公開等)

第7条 委員会の会議は、公開しない。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市公害健康被害補償診療報酬審査会規則をここに公布する。

平成24年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第21号

北九州市公害健康被害補償診療報酬審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和38年北九州市条例第97号)第3条の規定に基づき、北九州市公害健康被害補償診療報酬審査会(以下「審査会」という。)の所掌事務、組織、委員及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、市長の諮問に応じ、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第23条第1項に規定する公害医療機関からの診療報酬の請求に係る診療内容及び診療報酬を審査する。

(組織)

第3条 審査会は、委員4人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから市長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。